

障がい児通所支援事業 指導調書

居宅訪問型児童発達支援

事業所名

運営指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	児童福祉法
施行規則	児童福祉法施行規則
平 24 厚令 15	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 24 厚告 122	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
平 24 厚告 128	こども家庭庁長官が定める一単位の単価
平 24 厚告 269	こども家庭庁長官が定める施設基準
平 24 厚告 270	こども家庭庁長官が定める児童等
平 24 厚告 271	こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和 2 年 7 月 17 日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に運営指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は 2 部作成の上、1 部は事業所控えとして保管し、1 部は運営指導実施日の 10 日前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4 で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2 か所止め）してください。

作成日 令和 7 年 5 月 27 日

第1 基本方針（法第21条の5の18）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第1 基本方針	（１）居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（指定居宅訪問型児童発達支援）の事業を行う者（指定居宅訪問型児童発達支援事業者）は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。	平24厚令15第3条第2項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（２）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（障がい福祉サービス）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平24厚令15第3条第3項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（３）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平24厚令15第3条第4項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（４）指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることが出来るよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。	平24厚令15第71条の7	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第21条の5の19第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業員の員数	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定居宅訪問型児童発達支援事業所）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第71条の8第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（２）（１）の一に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者と認められる者）	平24厚令15第71条の8第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（支援等）を行い、並びに当該障がい児の支援を行う者に対して支援等に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっているか。				
	（3）（1）の二に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 8 第 3 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
2 管理者	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、1の（1）の一に掲げる訪問支援員及び二に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	平 24 厚令 15 第 71 条の 9 平 24 厚令 15 第 7 条準用	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

第3 設備に関する基準（法第21条の5の19第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
第3 設備に関する基準	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 10 第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（2）（1）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平 24 厚令 15 第 71 条の 10 第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

第4 運営に関する基準（法第21条の5の19第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 内容及び手続の説明及び同意	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第12条第1項 準用	重要事項説明書 利用契約書	適・否・非該当	
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第12条第2項 準用	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した 書面	適・否・非該当	
2 契約支給量の報告等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定居宅訪問型児童発達支援の量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第13条第1項 準用	受給者証の写し	適・否・非該当	
	（2）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第13条第2項 準用	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	（3）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第13条第3項 準用	契約内容報告書	適・否・非該当	
	（4）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（1）から（3）に準じて取り扱っているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		第13条第4項 準用			
3 提供拒否の禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第14条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
4 連絡調整に対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第15条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第16条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 受給資格の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第17条準用	受給者証の写し	適・否・非該当	
7 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第18条第1項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第18条第2項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
8 心身の	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援	平24厚令15	アセスメント記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
状況等の把握	の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 19 条準用	ケース記録		
9 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 20 条第 1 項準用	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 20 条第 2 項準用	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
10 サービス提供の記録	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 21 条第 1 項準用	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 21 条第 2 項準用	サービス提供の記録	適・否・非該当	
11 身分を証する書類の携行	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 11	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることの	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 22 条第 1 項準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面に	平 24 厚令 15 第 71 条の 14	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
できる金銭の支払の範囲等	よって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令15第22条第2項準用			
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平24厚令15第71条の12第1項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。	平24厚令15第71条の12第2項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。	平24厚令15第71条の12第3項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。	平24厚令15第71条の12第4項	領収書	適・否・非該当	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平24厚令15第71条の12第5項	重要事項説明書	適・否・非該当	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援及び他の指定障がい児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定しているか。この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知しているか。	平24厚令15第71条の14 平24厚令15第24条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障がい児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 25 条第 1 項 準用	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 25 条第 2 項 準用	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
16 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 26 条第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 26 条第 2 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 26 条第 3 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の確保並びに次項に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 26 条第 4 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		第 26 条第 5 項 準用			
	（６）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに指定居宅訪問型児童発達支援プログラム（（４）に規定する領域との関連性を明確にした指定居宅訪問型児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 【令和 7 年 3 月 3 1 日までは努力義務】	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 26 条の 2 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	（１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所支援計画（居宅訪問型児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 1 項 準用	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	（２）児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 2 項 準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 3 項 準用	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16 の（４）に規定する領域との関連性の観点を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容、指定居宅訪問型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 4 項 準用	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて居宅訪問型児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。				
	(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 5 項 準用	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 6 項 準用	個別支援計画	適・否・非該当	
	(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障がい児相談支援を提供する者に交付しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 7 項 準用	保護者に交付した記録 個別支援計画	適・否・非該当	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 8 項 準用	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録	適・否・非該当	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 9 項 準用	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 居宅訪問型児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 27 条第 10 項	(2) から (7) に掲げる確認資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		準用			
18 児童発達支援管理責任者の責務	(1) 児童発達支援管理責任者は、17に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 28 条第 1 項 準用	相談及び援助を行っていることが分かる書類（ケース記録等） 他の従業者に指導及び助言した記録	適・否・非該当	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 28 条第 2 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
19 相談及び援助	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 29 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 支援	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 30 条第 1 項 準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 30 条第 2 項 準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 30 条第 3 項 準用	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時 1 人以上の従業者を支援に従事させているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 30 条第 4 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		準用			
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 30 条第 5 項 準用	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
21 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 32 条第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 32 条第 2 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 緊急時等の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 34 条準用	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 35 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 管理者の責務	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的にやっているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 36 条第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 5 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 36 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		準用			
25 運営規程	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 - 一 事業の目的及び運営の方針 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 - 三 営業日及び営業時間 - 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 - 五 通常の事業の実施地域 - 六 サービスの利用に当たっての留意事項 - 七 緊急時等における対応方法 - 八 虐待の防止のための措置に関する事項 - 九 その他運営に関する重要事項	平 24 厚令 15 第 71 条の 13	運営規程	適・否・非該当	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することができるよう、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条第 1 項 準用	従業者の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条第 2 項 準用	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条第 3 項 準用	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条第 4 項 準用	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
27 業務継続計画の策定等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 1 項準用	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 2 項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 3 項準用	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
28 安全計画の策定等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定居宅訪問型児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定居宅訪問型児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 1 項準用	安全計画に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1) の研修及び訓練を定期的に行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 2 項準用	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 3 項準用	保護者に周知したことが分かる書類	適・否・非該	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 4 項準用	安全計画に関する書類	適・否・非該	
29 自動車 を運行する 場合の所在 の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 40 条の 3 第 1 項準用	自動車運行状況及び所在を確認したことが分かる書類	適・否・非該当	
30 衛生管理 等	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 41 条第 1 項 準用	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：3 月に 1 回以上 ② 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。 ※研修：年 2 回以上 ※訓練：年 2 回以上	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 41 条第 2 項 準用	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症及び食中毒の予防 及びまん延の防止のため の指針 研修及び訓練を実施した ことが分かる書類	適・否・非該当	
31 協力医療 機関	指定居宅訪問型児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 42 条準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
32 掲示	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、31の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 43 条第 1 項・ 第 2 項準用	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
33 身体拘束等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 44 条第 1 項 準用	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 44 条第 2 項 準用	身体拘束等に関する書類 (必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年 1 回以上 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。※研修：年 1 回以上	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 44 条第 3 項 準用	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
34 虐待等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 45 条第 1 項 準用	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における虐待の防止のため	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15	委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ※年1回以上 ② 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。※年1回以上 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	第45条第2項 準用	研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）		
35 秘密保持等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第47条第1項 準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第47条第2項 準用	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）	適・否・非該当	
	（3）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第47条第3項 準用	個人情報同意書	適・否・非該当	
36 情報の提供等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第48条第1項 準用	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）	適・否・非該当	
	（2）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15 第71条の14 平24厚令15 第48条第2項 準用	業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
37 利益供与等の禁止	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者等）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 49 条第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 49 条第 2 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	※(1)及び(2)の「障がい福祉サービスを行う者等」は、障がい福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障がい福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。				
38 苦情解決	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 50 条第 1 項 準用	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 50 条第 2 項 準用	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅訪問型児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っ	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 50 条第 3 項 準用	市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ているか。				
	(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 50 条第 4 項 準用	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 50 条第 5 項 準用	運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
39 地域との連携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 51 条第 1 項 準用	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
40 事故発生時の対応	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 52 条第 1 項 準用	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 52 条第 2 項 準用	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 52 条第 3 項 準用	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）	適・否・非該当	
41 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15	収支予算書・決算書等の 会計書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
		第 53 条準用			
42 記録の整備	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 54 条第 1 項 準用	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定居宅訪問型児童発達支援を提供した日から 5 年間保存しているか。 一 提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 居宅訪問型児童発達支援計画 三 市町村への通知に係る記録 四 身体拘束等の記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 15 第 71 条の 14 平 24 厚令 15 第 54 条第 2 項	左記一から六までの書類	適・否・非該当	
43 電磁的記録等	(1) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2 の（1）の受給者証記載事項又は 6 の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。				

第5 多機能型事業所に関する特例（法第21条の5の19）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者の員数に関する特例	指定居宅訪問型児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上	平24厚令15第80条第1項（第71条の8第1項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平24厚令15第81条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
3 電磁的記録等	（1）指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平24厚令15第83条第1項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	（2）指定障がい児通所支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平24厚令15第83条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第6 変更の届出等（法第21条の5の20）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（1）指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定に係る居宅訪問型児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第7 障がい児通所給付費の算定及び取扱い（法第21条の5の3第2項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
1 基本事項	(1) 居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平24厚告122の別表「障害児通所給付費単位数表」第4により算定する単位数に平24厚告128「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平24厚告122の一 平24厚告128	適・否・非該当	
	(2) (1)の規定により、居宅訪問型児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告122の二	適・否・非該当	
2 居宅訪問型児童発達支援給付費	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122 別表第4の1の注1	適・否・非該当	
(指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間)	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間が30分未満のものについては、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、支援に慣れるために指定居宅訪問型児童発達支援の提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満の指定居宅訪問型児童発達支援の提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平24厚告122 別表第4の1の注2	適・否・非該当	
(減算が行われる場合)	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告122 別表第4の1の注3		
通所支援計画未作成減算減算	①-ア 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。	平24厚告271の三の二	適・否・非該当	
	①-イ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合は、所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。		適・否・非該当	
児童発達支援管理責任者欠減算	②-ア 第2の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない期間が5月未満の場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た数を算定しているか。		適・否・非該当	
	②-イ 第2の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない期間が5月以上の場合は所定単位数に100分の50を乗じて得た数を算定しているか。		適・否・非該当	
支援プログ	【令和7年4月1日から】		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
ラム未公表減算	③ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出ていない場合、所定単位数に100分の85を乗じて得た数を算定しているか。			
特別地域加算	(4) 平成27年厚生労働省告示第182号「こども家庭庁長官が定める地域」に居住している障がい児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122 別表第4の1の注4	適・否・非該当	
身体拘束廃止未実施減算	(5) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、身体拘束等の適正化を図る等のため、次の(一)から(四)に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (一) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束に係る記録が行われていない場合 (二) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上開催していない場合	平24厚告122 別表第4の1の注5	適・否・非該当	
虐待防止措置未実施減算	(6) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (一) 指定通所基準に基づき求められる虐待の防止のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 (二) 虐待の防止のための研修を1年に1回以上開催していない場合 (三) (一)及び(二)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合	平24厚告122 別表第4の1の注6	適・否・非該当	
業務継続計画未策定減算	(7) 第4の27の(1)に規定する感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※ただし、令和7年3月31日までの間は、減算を適用しない。	平24厚告122 別表第4の1の注7	適・否・非該当	
情報公表未報告減算	(8) 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122 別表第4の1の注8	適・否・非該当	
2の2 訪問支援員特別加算	平24厚告270第十号の二の二に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該基準に適合する者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につきイ又はロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平24厚告122 別表第4の1の2の注		

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	イ 訪問支援員特別加算(Ⅰ) 平 24 厚告 270 第十号の二のニに適合 ロ 訪問支援員特別加算(Ⅱ) 平 24 厚告 270 第十号の二の二に適合			
2 の 3 家族支援加算	(1) 指定通所基準第 71 条の 8 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、家族支援加算(Ⅰ)については 1 日につき 1 回及び 1 月につき 2 回を限度として、家族支援加算(Ⅱ)については 1 日につき 1 回及び 1 月につき 4 回を限度として、それぞれ家族支援加算(Ⅰ)又は家族支援加算(Ⅱ)に掲げる場合に依り、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 家族支援加算(Ⅰ) ① 障がい児の家族等の居宅を訪問して相談援助を行った場合 (一) 所要時間 1 時間以上の場合 (二) 所要時間 1 時間未満の場合 ② 指定居宅訪問型児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 ③ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算(Ⅱ) ① 対面により他の障がい児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ② テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障がい児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の 3 の注 1	適・否・非該当	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が多機能型事業所に該当する場合には、障がい児及びその家族等について、児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅰ)及び保育所等訪問支援の家族支援加算(Ⅰ)を算定した回数と(1)の居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)を算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときは(1)の居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅰ)を、児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)、放課後等デイサービスの家族支援加算(Ⅱ)及び保育所等訪問支援(Ⅱ)を算定した回数と(1)の居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数を通算した回数が 1 日につき 1 回又は 1 月につき 4 回を超えているときは居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の 3 の注 2	適・否・非該当	
2 の 4 多職種連携支援加算	異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員を配置しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する 2 以上の訪問支援員により指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の 4 の注	適・否・非該当	
2 の 5 強度行動障がい児支援加	平 24 厚告 270 第十号の二の三に適合する強度の行動障がい児を有する児童に対し、平 24 厚告 270 第十号の二の四に適合する指定居宅訪問型児童発達支援を行うものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合	平 24 厚告 122 別表第 4 の 1 の 5 の注	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
算	に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 270 第十号の二の三、 二の四		
3 通所施設移行支援加算	(1) 指定通所基準第 71 条の 8 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障がい児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 2 の注	適・否・非該当	
4 利用者負担上限額管理加算	指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 3 の注	適・否・非該当	
5 福祉・介護職員処遇改善加算	【令和 6 年 5 月 31 日まで】 平 24 厚告 270 の十の三に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 4 の 4 の注 平 24 厚告 270 の十の三 平 24 厚告 270 の二準用	適・否・非該当	
6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	【令和 6 年 5 月 31 日まで】 平 24 厚告 270 の十の四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 5 の注 平 24 厚告 270 の十の四	適・否・非該当	
7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	【令和 6 年 5 月 31 日まで】 平 24 厚告 270 の十の五に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 4 の 6 の注 平 24 厚告 270 の十の五	適・否・非該当	
8 福祉・介護職員等処	【令和 6 年 6 月 1 日から】 (1) 平 24 厚告 270 第十号の三に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているも	平 24 厚告 122 別表第 4 の 4 の	適・否・非該当	(2) については、令和 6 年 5 月 31 日時点

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
遇改善加算	のとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障がい児に対し、指指定居宅訪問型児童発達支援行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 2から4までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 2から4までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 2から4までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 (2) 令和7年3月31日までの間、平24厚告270第十号の三に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所(上記(1)の加算を算定しているものを除く。)が、障がい児に対し、指指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 2から4までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 2から4までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 2から4までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 2から4までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 2から4までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 2から4までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 2から4までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 2から4までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数 ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 2から4までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数	注2 平24厚告270 第十の三 平24厚告270の 二準用		で、5～7全部又は一部を算定している場合につき、5～7の算定状況に応じた経過措置区分を規定したもの。

